

学校において予防すべき感染症の休養（出席停止）手続きについて

学校において予防すべき感染症に、お子さんがかかってしまった場合、医療機関にて診察を受け、医師が登校に支障がないと認めるまで休養してください（学校保健安全法第19条）。

尚、登校する際には、別紙の「学校において予防すべき感染症の休養解除証明書」もしくは医療機関で出される診断書が必要です。病名と休養期間を記入してもらってください。

医療機関によっては学校の証明書に記入をされない場合があります。医療機関にて、ご相談ください。証明書記入には、代金が必要になる場合があります。ご了承ください。

- * 証明書があることで早退・欠席扱いにはなりません。治療に専念してください。
- * 「病名と休養期間」の記入を確認し、記入された証明書は担任へお出してください。
- * 感染防止のため、出席停止期間中は友人との接触は避けてください。
- * インフルエンザによる出席停止の場合は、保護者の方が「インフルエンザ罹患届」をご記入ください。

【 学校において予防すべき感染症 】

	病 名	○ 期 間
第1種	○ 期間は、治癒するまで エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1）	
第2種	○ 休養(出席停止)期間は次の基準に定められているが、症状には個人差があり学校医もしくはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱をした後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱をした後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	○ 学校医もしくはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症、	

2012年4月1日学校保健安全法施行規則第18条・19条改正